

協定項目番号	23-3	合併協定項目	各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱い	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整の方針（案）		新市において、速やかに男女共同参画に関する計画を策定し、事業推進に努めるものとする。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
実施事業	庁内組織	観音寺市男女共同参画推進本部（平成14年8月設置） 観音寺市男女共同参画推進研究会（平成14年9月設置）					
	基本計画	観音寺市男女共同参画計画（平成16年3月決定、公表）					
	各種施策等	1 調査研究 資料収集及び各種研修会への参加 2 啓発活動 ・広報等を通じ基本理念に関する市民の理解を深める ・職員研修による職員の意識改革の徹底 ・男女共同参画計画策定記念フォーラム ・男女共同参画講座の開催 ・「かがわ男女共同参画推進員」等との連携及び支援 3 教育委員会による施策 ・各種セミナー等への派遣	1 調査研究 資料収集及び各種研修会への参加 2 啓発活動 ・広報等を通じ基本理念に関する町民の理解を深める ・「かがわ男女共同参画推進員」等との連携及び支援 3 教育委員会による施策	1 調査研究 2 啓発活動 3 教育委員会による施策 ・各種セミナー等への派遣			
<p>【 参 考 】</p> <p>(1) 先進地事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次市 …… 男女共同参画のプランについては、新市において速やかに策定を行うこととし、男女共同参画推進協議会を、新市において新たに設置する。 ・さいたま市 …… 女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。 ・西東京市 …… 新市において、新たに策定する。 <p>(2) 男女共同参画社会基本法（抜粋）</p> <p>第9条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第14条</p> <p>3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>							